

奈良市公報

第174号

令和8年8月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
7	27	38	奈良市公報号外第31号に掲載	観光戦略課
7	31	39	奈良市公報号外第31号に掲載	人事課

告示

月	日	番号	件名	主管
7	17	375	道路の位置指定	建築指導課
7	21	376	指定納付受託者の変更	DX推進課
7	21	377	指定納付受託者の変更	広報課
7	21	378	令和8年度奈良市一般廃棄物処理実施計画の変更	廃棄物対策課
7	22	379	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	22	380	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	22	381	公募対象公園施設設置等予定者等の公募	公園緑地課
7	28	382	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	29	383	観光案内所の臨時休館	観光戦略課
7	29	384	令和8年度介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
7	30	385	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員の選挙期日	駅周辺整備事務所
7	30	386	放置自転車等の保管	環境政策課
7	30	387	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
7	30	388	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護課
7	30	389	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
7	31	390	令和8年奈良市告示第181号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課

公営企業

月	日	番号	件名	主管
7	16	37	奈良市排水設備指定工事店の指定	営業管理課
7	29	38	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	営業管理課

農 業 委 員 会			
月	日	番号	件 名
7	22	8	農業委員会長の選任
7	22	9	農業委員会副会長の選任

告

示

奈良市告示第 375 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市平松五丁目 30 番 3-1 号		
申請者氏名	リアルアセット株式会社	代表取締役 久保西 竜成	
道路の位置	奈良市学園朝日元町一丁目 1891 番 1 及び 1895 番 1 の各一部		
道路の幅員	最大 8.00m	最小 5.00m	
道路の延長	41.454m		
指定年月日	令和 8 年 7 月 17 日		
指 定 番 号	第 R0706 号		

奈良市告示第 376 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定により指定納付受託者から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 4 項及び奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

1. 変更の届出を行った指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク 代表取締役 大井 潤
2. 変更の届出を行った事項
指定納付受託者の事務所の所在地
3. 新たな事務所の所在地
東京都港区北青山二丁目 1 4 番 4 号
4. 事務所の所在地を変更した日
令和 8 年 7 月 21 日

奈良市告示第 377 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、令和 8 年奈良市告示第 179 号により告示した指定納付受託者から、同条第 3 項の規定による変更の届出があったため、同条第 4 項及び奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更の届出を行った指定納付受託者の名称

株式会社トラストバンク

2 変更の届出を行った事項

指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

3 新たな住所又は事務所の所在地

東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号

4 住所又は事務所の所在地を変更する日

令和 8 年 7 月 21 日

奈良市告示第378号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第4項の規定により、令和8年4月7日付で告示した令和8年度奈良市一般廃棄物処理実施計画を一部変更したので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第2項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和8年7月21日

奈良市長 仲川 元 庸

令和8年度

奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	14
(6) 最終処分計画	21
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	22
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	22
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	23
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	23
(4) 収集運搬計画	23
(5) 中間処理計画	24

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和8年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）で定める令和13年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ごみ搬入量を約1/5減量
- 焼却処理量を約1/5減量
- 最終処分量を約1/5減量

(2) 進捗状況

		基準年度 令和元年度 (実績)	直近年度		本計画 令和8年度 (推計値)	中間目標 令和8年度 (目標値)	最終目標 令和13年度 (目標値)
			令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)			
人口		355,529人	346,024人	343,700人	341,400人	338,538人	325,265人
ごみ搬入量		89,771t	79,050t	77,078t	71,175t	73,256t	69,773t
令和元年度比		100%	88%	86%	79%	82%	78%
1人1日当たり		690g	626g	614g	571g	593g	586g
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	56,313t	48,968t	46,997t	43,061t	45,142t	43,254t
	令和元年度比	100%	87%	83%	76%	80%	77%
	1人1日当たり	433g	388g	375g	346g	365g	363g
	事業系ごみ	33,458t	30,082t	30,081t	28,114t	28,114t	26,519t
	令和元年度比	100%	90%	90%	84%	84%	79%
	1人1日当たり	257g	238g	240g	226g	228g	223g
焼却処理量		83,839t	73,666t	70,862t	63,433t	68,170t	64,979t
令和元年度比		100%	88%	85%	76%	81%	78%
1人1日当たり		644g	583g	565g	509g	552g	546g
最終処分量		14,696t	13,753t	9,075t	10,287t	12,453t	11,812t
令和元年度比		100%	94%	62%	70%	85%	80%
1人1日当たり		113g	109g	72g	83g	101g	99g
再生利用率		21%	21%	22%	23%	24%	24%

※令和元年度及び令和6年度の人口は、それぞれの年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、（市による直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量）／（市へのごみ搬入量（発生抑制後）及び再生資源搬入量＋集団資源回収量）。

※令和6年度実績においては、令和元年度と比較して、全体のごみ搬入量が12%（家庭系ごみが13%、事業系ごみが10%）、焼却量が12%、最終処分量が6%減少している。

※令和7年度（見込み）、令和8年度（推計値）における最終処分量の減少は、区域外処理している燃やせないごみ及び大型ごみの最終処分量が把握不能なことから含んでいないため。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週 2 回収集 (直営・委託)	焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	埋立処分 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月 1 回収集 (直営・委託)	委託先の一次処理施設へ運搬し、破碎処理の後、二次処理施設へ運搬 (委託)	委託先の二次処理施設において選別後、破碎可燃物は焼却(焼却灰は焙焼処理し再生利用)、破碎スクラップは再生利用、その他不燃物は埋立 (委託)
大型ごみ 重量物または45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (直営)	草木類は再生利用 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) 拠点回収も実施 (直営)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週 1 回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月 1 回収集 (委託)	選別し、保管 (委託)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月 1 回収集 (委託)	選別し、圧縮 (委託)	
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4	又は 公共施設で拠点回収	保管 (直営)	再生利用
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4		選別し、圧縮 (委託)	
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	環境清美センサーで拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
陶磁器製・ガラス製食器類 リユースできない陶磁器製及びガラス製食器類	公共施設で拠点回収 イベント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)
草木類 剪定枝木、雑草、落ち葉等	概ね月 1 回収集 (直営・委託)	選別 (直営)	再生利用

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、4点まで排出可能で、年2回申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食の残さ等	概ね週2～3回 収集 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により 収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

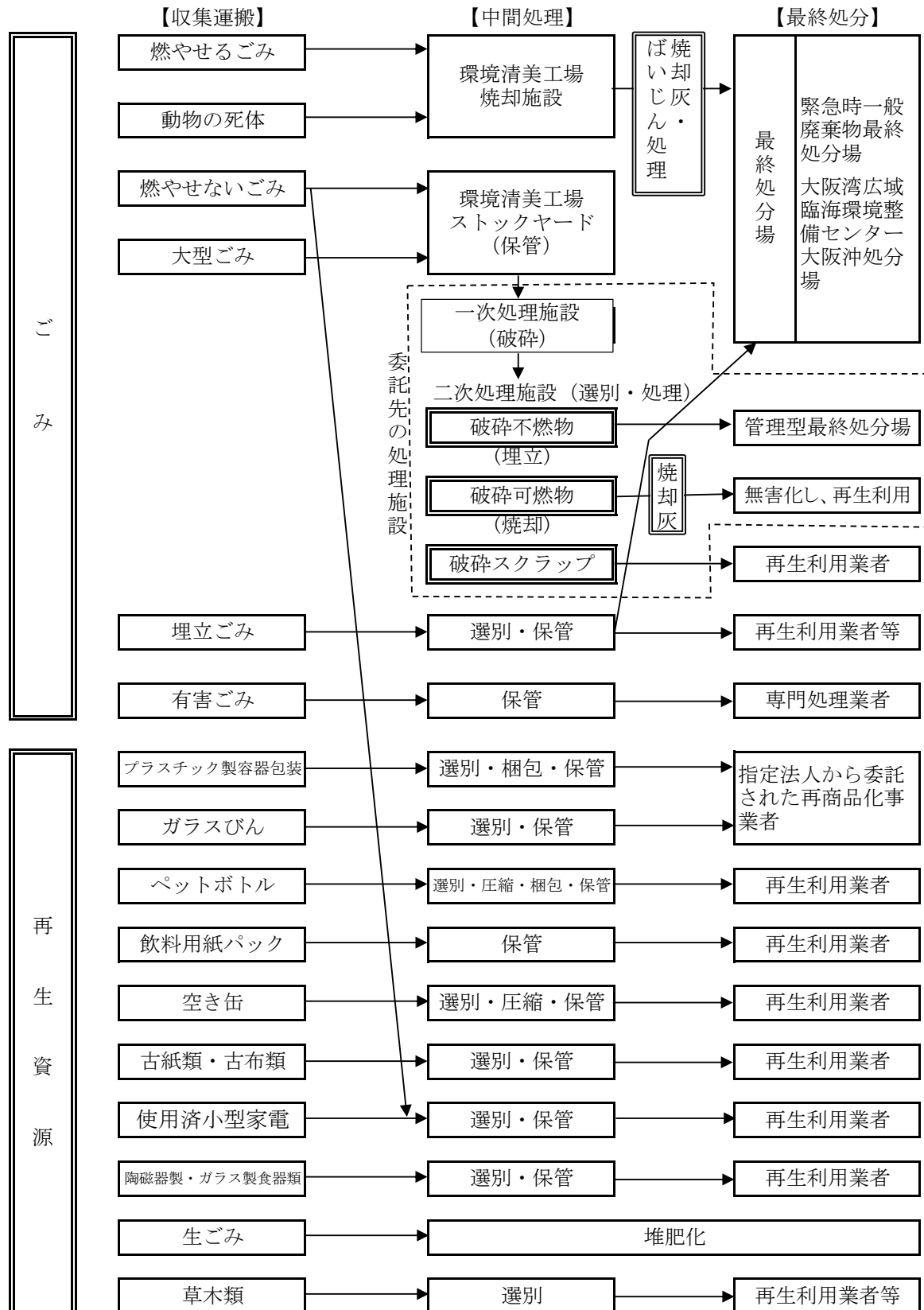
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ごみ処理体系（令和8年6月から）



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電については、ボックス回収分及び市民が環境清美センターへ自己搬入したもののうち該当物を別途回収したものに限る。

※注 陶磁器製・ガラス製食器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和8年3月1日現在）

(ア) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	34
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

(イ) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(ウ) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
3Rの推進	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材について継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	陶磁器製・ガラス製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器製・ガラス製食器類のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源・電池類の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッジ、蛍光灯・電池類の拠点回収を実施する。（施設により回収品目は異なる。）
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
	小型家電ピックアップ回収	これまで不燃ごみとして処理されていた家電製品を環境清美工場にて別途回収して事業者へ引渡し、再資源化を行う。

区分	取組	具体的な内容
3 R の推進	草木類の再生利用	町内清掃や学校等から排出された草木類を選別し、再生利用する。
	剪定枝木粉碎機を利用した剪定枝木活用	市が用意した剪定枝をチップ化する「剪定枝粉碎機」を市民自らが使用し、家庭等で発生した剪定枝チップの活用を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量啓発に資する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製造する。製造した肥料は市民に配布する。
	生ごみ処理機器等購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。また、事業所で発生する生ごみの減量を促進するため、業務用生ごみ処理機の導入費用を助成する。
	給食残渣や草木類の堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類として収集されたものから生産した堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
	生ごみ分別収集に関する調査研究	市内一部地域においてモデル事業として生ごみの分別収集の実証実験を行う。
プラスチックごみの処理	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和4年4月）に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。 また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
食品ロス削減	食品ロス削減キャンペーン	市内小学校をターゲットに、テーマを「食品ロス削減」に特化した出前講座を実施する。
	てまえどり運動の推進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスターを協力事業者へ提供する。
	フードバンク事業への協力と同事業の周知・啓発	安全に食べられるにもかかわらず、流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、必要としている方々に無償で提供するフードバンク活動を行う団体に協力するとともに、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
紙ごみの削減	「雑がみ」リサイクルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。

区分	取組	具体的な内容
多様な主体の 参画・連携	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	奈良市と連携協定を締結している大学に対し、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての協力を呼びかける。今後もこの活動を継続するとともに、ごみとして捨てられている雑紙等の再資源化等の取り組みについても協力を呼びかけていく。
適正処理の推進	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の分け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルール徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	違法な野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、違法な野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減による最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により最終処分量を削減し、フェニックス最終処分場への計画的な搬入を進めていく。
新クリーンセンター建設	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の運営を円滑に遂行し、候補地議論の早期解決を図る。
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画を見直し、計画推進に向けた庁内体制及び住民との協力体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(令和8年度推計値)

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合 計
家庭系	燃やせるごみ	34,296 t	-	1,245 t	35,541 t
	燃やせないごみ	2,018 t	-	2,160 t	4,178 t
	大 型 ご み	2,323 t	-	-	2,323 t
	埋 立 ご み	963 t	-	-	963 t
	有 害 ご み	56 t	-	-	56 t
	再 生 資 源	6,750 t	-	341 t	7,091 t
小 計		46,406 t	-	3,746 t	50,152 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	27,133 t	759 t	27,892 t
	燃やせないごみ	0 t	222 t	0 t	222 t
	生ごみ(再生資源)	200 t	-	-	200 t
	小 計	200 t	27,355 t	759 t	28,314 t
合 計		46,606 t	27,355 t	4,505 t	78,466 t
動物の死体		1,040 体	-	-	1,040 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ(事業系)、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名 称	廃棄物対策課リサイクル分室
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

名 称	株式会社武田環境
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
草木類	原則ステーション収集とする。	剪定枝木は長さ30cm、太さ5cm以下に切る。45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、または、直径30cm以下に束ね排出する。
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「奈良市申込品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。（拠点回収も実施）	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
陶磁器製・ガラス製食器類	公共施設で拠点回収、又はイベント回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出、又はイベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式、プラズマ式及び有機EL式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,240 t
	ガラスびん	1,460 t
	ペットボトル	465 t
	飲料用紙パック	62 t
	空き缶	410 t
	古紙類・古布類	309 t
	使用済小型家電	214 t
	陶磁器製及びガラス食器類	20 t
	生ごみ	200 t
小計		6,380 t
有害ごみ回収		56 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		1,187 t
集団資源回収		14,245 t
合計		21,868 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) 直営または委託先のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ（再生資源選別残さを含む）、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	63,433 t
	動物の死体	1,040 体
残 さ 量	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰（非鉄を含む）	8,300 t
	合計	9,600 t
処 分 先	焼却灰（非鉄を含む）：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	

b 委託先の処理施設

名 称	三重中央開発株式会社（各処理施設）	
所 在 地	京都リサイクルセンター：京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重リサイクルセンター：三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
処 理 方 法	破碎、焼却、焙焼、管理型埋立	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	4,400 t
	大型ごみ	2,323 t
	合計	6,723 t
処 分 先	破碎可燃物：焼却処理し、発生した焼却灰は無害化し再生利用 破碎不燃物：管理型埋立 破碎スクラップ：再生利用業者	

※注 中間処理から最終処分までの全ての処理が行われる。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別保管施設

名 称	草木類選別保管施設
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地
処 理 方 法	選別・保管
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ
処 理 量 ※ 注	1,187 t
処 分 先	草木類：再生利用業者等 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処 理 量	56 t

c プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設		
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内		
処 理 方 法	選別及び梱包		
操 業 形 態	委託		
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ		
処 理 量	プラスチック製容器包装		3,240 t
	選別残さ		760 t
		合計	4,000 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設		

d ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48 m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん（無色）	732 t
	ガラスびん（茶色）	352 t
	ガラスびん（その他の色）	376 t
	合計	1,460 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

e ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包	
処 理 能 力	0.9t/h (0.3t/h×1基、0.6t/h×1基)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	465 t	
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	710 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル	
処 理 量	465 t	
処 分 先	再生利用業者	

g 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理 量 ※ 注	62 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

h 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33t／h（0.63t／h、0.7t／h）	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	アルミ缶	208 t
	スチール缶	202 t
	合計	410 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設		
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
処 理 方 法	屋外保管		
面 積	460 m ²		
操 業 形 態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶		
処 理 量	アルミ缶		208 t
	スチール缶		202 t
		合計	410 t
処 分 先	再生利用業者		

j 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	20 t
	雑誌	148 t
	ダンボール	102 t
	古布類	39 t
	合計	309 t
処 分 先	再生利用業者	

k 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	214 t	

l 陶磁器製・ガラス製食器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破碎処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	陶磁器製及びガラス製食器類	
処 理 量	20 t	

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2.0t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	4.54t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	1.0t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他
敷地面積	82,920m ²
埋立面積	58,100m ²
埋立容量	747,900m ³
操業形態	直営
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物
処分量	焼却灰 0 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他
敷地面積	46,611m ²
埋立面積	27,400m ²
埋立容量	264,403m ³
操業形態	直営
埋立対象物	土砂類
処分量	687 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000m ³	
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰（非鉄）	
処分量	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰（非鉄を含む）	8,300 t
	合計	9,600 t
埋立計画	埋立対象物は大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

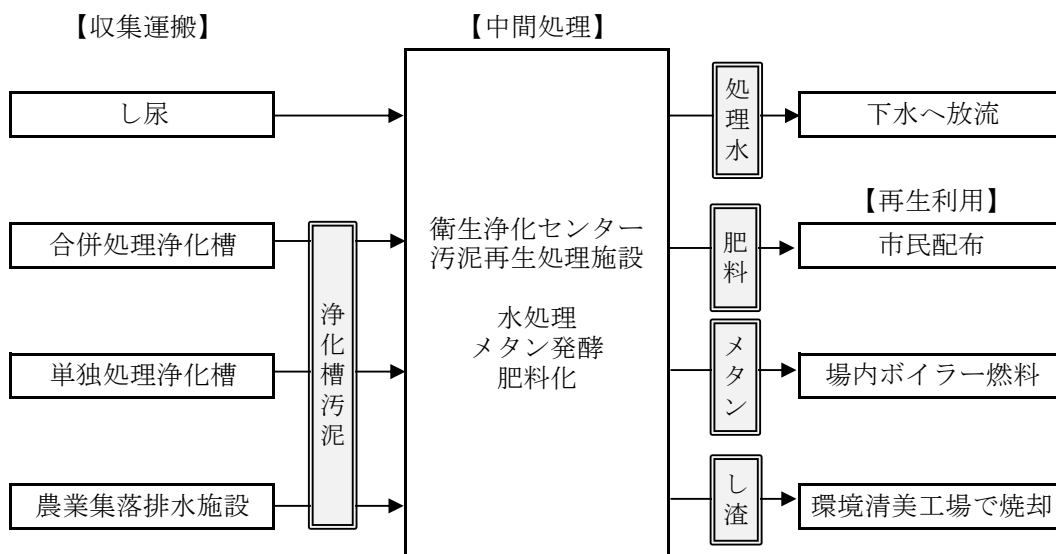
※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

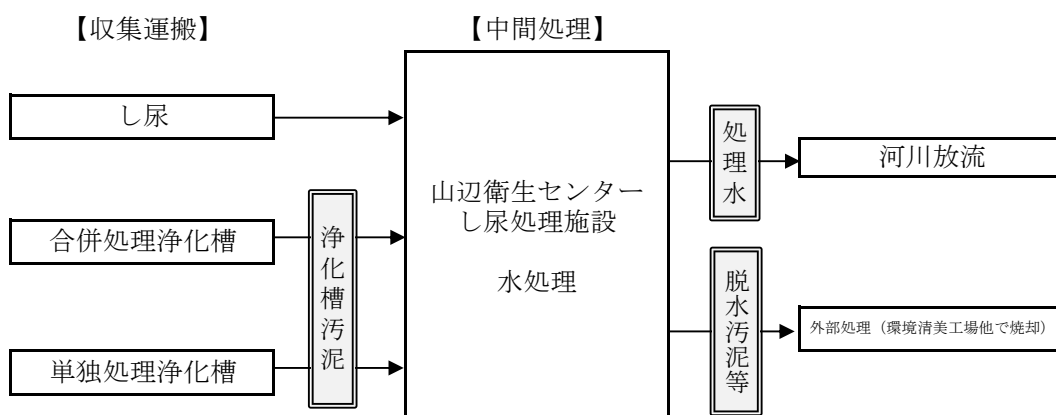
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域 し尿・浄化槽汚泥は 高負荷脱窒素処理方 式で処理 (直営)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域 汚泥は肥料として再 生利用 (直営)
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方 式 (直営)	○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は焼却処理 (委託)

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】



【山辺衛生センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和7年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	令和6年度(実績値)		令和8年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	2,529 kℓ	0 kℓ	2,391 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	11,346 kℓ	0 kℓ	11,880 kℓ
計	2,529 kℓ	11,346 kℓ	2,391 kℓ	11,880 kℓ
合計	13,876 kℓ		14,271 kℓ	

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	令和6年度(実績値)		令和8年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	611 kℓ	0 kℓ	590 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	5,212 kℓ	0 kℓ	5,230 kℓ
計	611 kℓ	5,212 kℓ	590 kℓ	5,230 kℓ
合計	5,823 kℓ		5,820 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥はメタン発酵・肥料化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ／24h
	生ごみ	3.4t／24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	2,391 kℓ
	浄化槽汚泥	11,880 kℓ
	合計	14,271 kℓ
残さ量	4 t	
堆肥化量	102 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、脱水汚泥等は環境清美工場他で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ／24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	590 kℓ
	浄化槽汚泥	5,230 kℓ
	合計	5,820 kℓ
脱水汚泥等処理量	129 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設他	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年7月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和7年11月13日 奈良市指令整開 第25A-18号

令和8年6月19日 奈良市指令整開 第25A-18-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年7月22日 第1985号

公共施設 令和8年7月22日 第1009号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園朝日元町二丁目558番4、558番9、558番10、558番11、558番12、
558番13、558番15、558番16及び558番17

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市宝来町928番地の1

ならやま土地開発株式会社 代表取締役 西脇 勤

5 公共施設の種類、位置及び区域

（1）新設道路

奈良市学園朝日元町二丁目558番12の一部、558番13の一部、558番16の一部及び558番17の一部

（2）拡幅道路

奈良市学園朝日元町二丁目558番11の一部及び558番13の一部

（3）配電盤用地（下水道施設）

奈良市学園朝日元町二丁目558番13の一部

（4）下水道施設

奈良市学園朝日元町二丁目558番12の一部、558番13の一部、558番16の一部及び558番17の一部

奈良市告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年7月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和8年2月24日 奈良市指令整開 第25A-36号

令和8年7月13日 奈良市指令整開 第25A-36-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年7月22日 第1986号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園北二丁目1090番59の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東九条町336番地

谷村 佳延

奈良市告示第 381 号

中登美ヶ丘近隣公園魅力向上事業における公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者を公募しますので、奈良市都市公園条例（昭和 46 年奈良市条例第 14 号）第 2 条の 6 第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市中登美ヶ丘三丁目 6 番

中登美ヶ丘近隣公園

2 公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者が行う業務の範囲

- (1) Park-PFI による公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・運営に関すること。
- (2) 指定管理者制度による公園全体の維持管理、運営及び自主事業の実施に関すること。

3 事業予定期間

指定管理開始の日から令和 28 年 3 月 31 日までを最長とする。

なお、指定管理の開始時期は、事業者との協議の上、基本協定において定めます。

4 公募に参加できる者に必要な資格

ア 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項を全て満たすものとします。

- ①法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること。（個人による応募はできません。）
- ②欠格事項に該当しているものでないこと。グループで応募する場合は、当該グループを構成している全ての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

イ グループ応募について

- ①グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。
- ②グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、別途単独で応募することはできません。
- ③複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- ④代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。
- ⑤指定管理者の指定を受けた場合、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。
- ⑥代表団体は当該業務を遂行する責務を負うこととします。

ウ その他（業務実施にあたり必要な事項）

公募対象公園施設等の設計及び監理業務を実施する法人等のうち、少なくとも 1 者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録された者であることとします。

なお、上記の事項を満たすことを証明できる書類を提出してください。

5 選定の基準及び方法

応募団体の提案内容について、書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、Park-PFI に関する評価項目の合計点及び指定管理者制度に関する評価項目の合計点の各々が満点の 60%以上である団体のうち、総合得点が最も高い団体を候補者として選定する。

6 申請の方法

(1) 指定申請書等の提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市整備部公園緑地課

(2) 申請期間

令和 8 年 9 月 16 日から令和 8 年 10 月 7 日まで

(3) 提出書類

ア 公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者指定申請書

イ 団体の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書

ウ 団体の前事業年度を含む過去 3 事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

エ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書、その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の役員名簿

カ 団体が令和 7 年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書

キ 団体が法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合、団体の代表者が令和 7 年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先にしない旨の誓約書

ケ 公募設置等計画

コ 指定管理業務計画

7 その他

その他の詳細は、中登美ヶ丘近隣公園魅力向上事業公募設置等指針及び指定管理者募集要項によります。

8 問い合わせ先

奈良市都市整備部公園緑地課

電話 0742-34-4916

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年7月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和7年7月11日 奈良市指令整開 第25A-3号

令和8年1月9日 奈良市指令整開 第25A-3-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年7月28日 第1987号

公共施設 令和8年7月28日 第1010号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市敷島町一丁目542番11の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県生駒市谷田町876番地 ローレル大光201号

梅岡住宅サービス株式会社 代表取締役 梅岡 久幸

奈良市四条大路二丁目2番13号

いこま住研株式会社 代表取締役 生駒 堅治

5 公共施設の種類、位置及び区域

（1）道路

奈良市敷島町一丁目542番11の一部

（2）下水道

奈良市敷島町一丁目542番11の一部

奈良市告示 383 号

奈良市観光案内所規則（平成 21 年奈良市規則第 60 号）第 5 条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館します。

令和 8 年 7 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 休館日

施 設 名	休 館 日
奈良市観光センター	令和 8 年 9 月 29 日

奈良市告示第384号

令和8年度介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）第12条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和8年7月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 この決定通知書の発送年月日
令和8年6月15日
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略

奈良市告示第 385 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 58 条第 1 項の規定による
大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区
画整理審議会委員の選挙期日を令和 8 年 10 月 25 日と定めたので、土地区画
整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第386号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年 7月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年7月15日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 387 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西尾外科医院	奈良県奈良市あやめ池南一丁目 7 番 7 号	令和 8 年 5 月 30 日
渡辺歯科医院	奈良県奈良市中山町 200 番 6	令和 8 年 5 月 18 日
入部歯科医院	奈良県奈良市北市町 36－ 7	令和 8 年 5 月 31 日
サン薬局西大寺南店	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目 1－133－117	令和 8 年 5 月 31 日
スギ薬局高の原店	奈良県奈良市右京一丁目 3 番地の 4 サントウンプラザすずらん館	令和 8 年 5 月 31 日
スギ薬局 本店	奈良県奈良市右京一丁目 3 番地の 4 サントウンプラザすずらん南館 1F	令和 8 年 5 月 31 日

奈良市告示第 388 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	岩崎耳鼻咽喉科医院	奈良県奈良市西大寺南町 12 番 2 号	令和 8 年 6 月 1 日
新	耳鼻咽喉科はすかわクリニック	奈良県奈良市西大寺南町 12 番 2 号	

奈良市告示第 389 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大安寺いけだ眼科	奈良県奈良市大安寺五丁目 12-24	令和 8 年 7 月 1 日
西尾外科医院	奈良県奈良市あやめ池南一丁目 7 番 7 号	令和 8 年 5 月 31 日
いりべ歯科医院	奈良県奈良市北市町 36 番地の 7	令和 8 年 6 月 1 日
渡辺歯科医院	奈良県奈良市中山町 200 番地 6	令和 8 年 5 月 19 日
サン薬局 西大寺南店	奈良県奈良市西大寺南町 14 番 30 号 明光第 4 ビル 101	令和 8 年 6 月 1 日
麒麟堂薬局 高の原南店	奈良県奈良市右京一丁目 3 番地の 4 サンプラザすずらん南館 1 階	令和 8 年 6 月 1 日
麒麟堂薬局 高の原店	奈良県奈良市右京一丁目 3 番地の 4 サンプラザすずらん館 2F	令和 8 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション結の和	奈良県奈良市東九条町 707-17	令和 8 年 5 月 1 日

奈良市告示第 390 号

令和 8 年奈良市告示第 181 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

「														
いずみクリニック	西大寺国見町一丁目 1 西大寺近鉄ビル 1F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
」														

を

「														
いずみクリニック	西大寺南町 17-3 カーサ・ウェルネス 2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
」														

に、

「														
喜多野診療所	中筋町 15			○			○	○		○	○	○	○	○
」														

を

「														
喜多野診療所	中筋町 15			○			○	○		○	○	○	○	○
北山医院	芝辻町 1-9-5	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
」														

に、

「														
まほろばクリニ ック	奈良阪町 2271-3										○			
」														

を

「														
まほろばクリニ ック	奈良阪町 2271-3										○			
みぞた総合診療 クリニック	押熊町 436-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
」														

に改める。

別紙 2 の表中

「

いずみクリニック	西大寺国見町一丁目 1 西大寺近鉄ビル 1F	52-2601	○	○
----------	------------------------	---------	---	---

」

を

「

いずみクリニック	西大寺南町 17-3 カーサ・ウェルネス 2F	52-2601	○	○
----------	-------------------------	---------	---	---

」

に、

「

北村皮膚科医院	西大寺南町 12-17	41-1112	○	○
---------	-------------	---------	---	---

」

を

「

北村皮膚科医院	西大寺南町 12-17	41-1112	○	○
北山医院	芝辻町 1-9-5	33-6383	○	○

」

に、

「

丸山診療所	丸山二丁目 1220-163	51-7336	○	○
-------	----------------	---------	---	---

」

を

「

丸山診療所	丸山二丁目 1220-163	51-7336	○	○
みぞた総合診療クリニック	押熊町 436-1	81-8720	○	○

」

に改める。

公當企業

奈良市企業局告示第37号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月16日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
西岡電気商会	西岡 武則	奈良市藺生町690-1	令和8年7月10日

奈良市企業局告示第38号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年7月29日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ヒロセ設備	廣瀬 武司	奈良県桜井市外山900-1	令和8年7月17日
こまっていーの水道屋	小松 那彰	奈良市山陵町1066番地の49	令和8年7月17日

農業委員会

奈良市農業委員会告示第8号

令和8年7月21日に開催した令和8年7月奈良市農業委員会臨時総会において、次の者を奈良市農業委員会長に選任した。

令和8年7月22日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

奈良市中畑町401番地 巽 一 孝

奈良市農業委員会告示第9号

令和8年7月21日に開催した令和8年7月奈良市農業委員会臨時総会において、次の者を奈良市農業委員会副会長に選任した。

令和8年7月22日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

奈良市二名平野一丁目2068番地 大木 博

奈良市針ヶ別所町702番地、703番地 木村 好成